

松阪市こども計画の数値の一部修正について
【令和 8 年 7 月修正】

I 修正の内容について

国からの通知等により、下記のとおり数値の一部を修正します。(赤字下線部分:修正か所)

計画書 ページ	修正内容					
P118	(II) 妊婦一般健康診査 母子保健法に基づき、妊婦の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導・支援を行い、安全な分娩と健康な児の出産につなげることを目的として健康診査を行う事業です。					
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
受診回数 (人回)	見込量合計 ①	<u>14,700</u>	<u>14,560</u>	<u>14,420</u>	<u>14,280</u>	<u>14,140</u>
	確保方策②	<u>14,700</u>	<u>14,560</u>	<u>14,420</u>	<u>14,280</u>	<u>14,140</u>
過不足②-①		0	0	0	0	0
◆変更理由 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』により、対象妊婦数に受診回数(14回)を掛け合わせることで延べ受診回数の表示に変更しました。						